

千葉市こてはし学校給食センター再整備（改築）事業に係る契約

変更事業契約書

千葉市（以下「市」という。）と株式会社千葉こてはし学校給食サービス（以下「事業者」という。）は、平成 27 年 2 月 12 日付けで締結した千葉市こてはし学校給食センター再整備（改築）事業に係る契約（以下「原契約」という。）について、既設こてはし学校給食センターの解体撤去工事着手前に事業者が実施したアスベスト調査により、追加工事の実施が必要となったことから、原契約第 116 条の規定及び平成 26 年 8 月 1 日に公表され平成 26 年 9 月 26 日に再修正された要求水準書の第 2、2(4)イ(シ)c 記載の趣旨に基づき、原契約の一部を次のとおり変更する契約（以下「本変更事業契約」という。）を締結する。

変更する 事項	変更する内容（下線部）	
	変更前	変更後
前文	（前略） 4. 契約金額 金 <u>6,890,675,000</u> 円に物価変動による増減額及び消費税を加算した額の範囲内 （以下、略）	（前略） 4. 契約金額 金 <u>6,982,445,426</u> 円に物価変動による増減額及び消費税を加算した額の範囲内 （以下、略）
第 38 条 第 1 項	（建設等事業計画書） 第 38 条 事業者は、<u>実施設計図書が市によって確認された後、</u>工事開始前に速やかに建設等業務計画書（工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を含む。以下、本契約において同じ。）を作成して市に提出し、市の承諾を受けなければならない。なお、事業者は、市に提出した建設等業務計画書に変更が生じた場合には、直ちに市にその旨を通知するものとする。	（建設等事業計画書） 第 38 条 事業者は、工事開始前に速やかに建設等業務計画書（工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を含む。以下、本契約において同じ。）を作成して市に提出し、市の承諾を受けなければならない。なお、事業者は、市に提出した建設等業務計画書に変更が生じた場合には、直ちに市にその旨を通知するものとする。
別紙 4-1	（前略） 2. 支払いの算定方法及び支払額（下記の対価には、消費税及び地方消費税の額を含まない。） (1) サービス対価 A（_____円） （中略） ① サービス対価 A 1 サービス対価 A 1（_____円）は、維持管理・運営開始日以後、請求を受けた日から 30 日以内に支払う。 （以下、略）	（前略） 2. 支払いの算定方法及び支払額（下記の対価には、消費税及び地方消費税の額を含まない。） (1) サービス対価 A（_____円） （中略） ① サービス対価 A 1 サービス対価 A 1（_____円）は、維持管理・運営開始日以後、請求を受けた日から 30 日以内に支払う。 （以下、略）

別紙 4－2	サービス対価の支払額及びスケジュール (中略)					サービス対価の支払額及びスケジュール (中略)				
	1. サービス対価A (サービス対価A 1・サービス対価A 2)					1. サービス対価A (サービス対価A 1・サービス対価A 2)				
	割賦元本	消費税及び地方消費税の額	割賦利息	税抜計	税込計	割賦元本	消費税及び地方消費税の額	割賦利息	税抜計	税込計
	_____	_____	—	_____	_____	_____	_____	—	_____	_____
	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
	_____	_____		_____	_____	_____	_____		_____	_____
	2. サービス対価B (以下、略)					2. サービス対価B (以下、略)				

上記の変更事業契約に関して、市と事業者は合意し、本変更事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本変更事業契約に記載のない事項は原契約に定めるところによる。

以上の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

なお、この契約は、市議会において、議会の可決を得たとき効力を生ずるものとする。ただし、議会の可決を得られないとき、この契約は無効となる。

平成27年9月17日

[市]

住所：千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市

千葉市長 熊谷 俊人 印

[事業者]

住所：千葉市美浜区新港62番地
名称：株式会社千葉こてはし学校給食サービス

代表取締役 山本 徳憲 印